

活用業務届出書

東経営第 000200000560 号

2025年4月30日

総務大臣

村上 誠一郎 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな)

とうきょうとしんじゅくくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな)

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいいしや

氏 名 東日本電信電話株式会社

しぶたに なおき

代表取締役社長 澁谷 直樹

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の四の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、当社のＩＰ通信網サービス及びＬＡＮ型通信網サービス契約者等に対して、以下の設備を用いた業務を行う。

① 設備構成

当社のＩＰ通信網及びＬＡＮ型通信網（地域ＩＰ網及び次世代ネットワーク※¹を含む。以下同じ。）とは別個に構築または調達するサーバ設備と、必要に応じ以下を組み合わせた構成とする。

- i) 当社が構築または調達するゲートウェイ設備
- ii) 当該サーバ設備とゲートウェイ設備を、インターネットを介して通信可能にするために、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との合意に基づき公募により調達したインターネット接続回線
- iii) 当該サーバ設備やゲートウェイ設備等の設備との間の県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成１５年２月１９日及び平成２０年２月２５日）及び届出（令和６年１１月１日）等に係る県間伝送路をいう。以下同じ。）等
- iv) 次世代ネットワークのＳＮＩ※²（当該サーバ設備と当社の業務区域内のエンドユーザとの通信を可能とするために、他事業者との合意に基づき公募により調達した県間伝送路を介する場合も含む）

本業務の設備概要は、添付資料１のとおりである。

② 提供する業務

以下の役務を組み合わせて提供するとともに、公募により調達したインターネット接続回線区間も含めた料金設定を行う。

- i) 当該サーバ設備によるアプリケーションサービスの役務提供

- ii) 当該サーバ設備によるユーザデータの複製・保管サービスの役務提供
- iii) 当該サーバ設備及びアプリケーション、電話、メール若しくは訪問、またはそれらを組み合わせたサポートサービス（以下「サポートサービス」という。）の役務提供

これらの役務提供は全国において行うものである。

また、必要に応じてＩＰ通信網サービス及びＬＡＮ型通信網サービス契約者等に対して本サービスを提供することを目的とする他の企業等（以下「他企業等」という）にも上記の役務提供及び料金設定を行うものである。

なお、i) のサービスは、グループウェア（電子掲示板・スケジュール管理・ファイル共有等）やウィルス検索・除去、営業・顧客管理、文書管理、財務会計、医療・教育システム（記録・保管等）、災害時の安否システム、画像加工等のＡＳＰが提供するアプリケーションサービスと同種のものであり、ii) 及びiii) のサービスについては、既に市場で普及している技術を用いて、既に他の企業等が提供しているサービスと同種のものであり、電話、メールまたは訪問サポートサービスを含めて、当社のＩＰ通信網及びＬＡＮ型通信網固有の機能と一体的に提供するものではない。

※１ 総基事第１４号（平成１５年２月１９日）及び総基事第３９号（平成２０年２月２５日）で認可された申請において規定する「地域ＩＰ網」及び「次世代ネットワーク」とする。

※２ ＳＮＩ（Application Server-Network Interface）…各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインタフェース。地域ＩＰ網上のＵＮＩ（User-Network Interface）との接続を含む。以下同じ。

（２）主な業務の実施方法

（１）①に記載した設備を用いて、（１）②に記載した役務を当社のＩＰ通信網サービス契約者及びＬＡＮ型通信網サービス契約者等または他企業等に対して提供する。

また、当社が構築又は調達するサーバ設備及びゲートウェイ設備は、当社のＩＰ通信網及びＬＡＮ型通信網とは別個の設備であり、当社のＩＰ通信網及びＬＡＮ型通信網固有の機能の利用は必須としない。

なお、本業務におけるアプリケーションサービスの提供にあたっては、必要に応じて、当社が当該アプリケーションサービスを提供する上で不可欠となる行政、医療、教育機関、企業等の情報で、他社の入手可能な

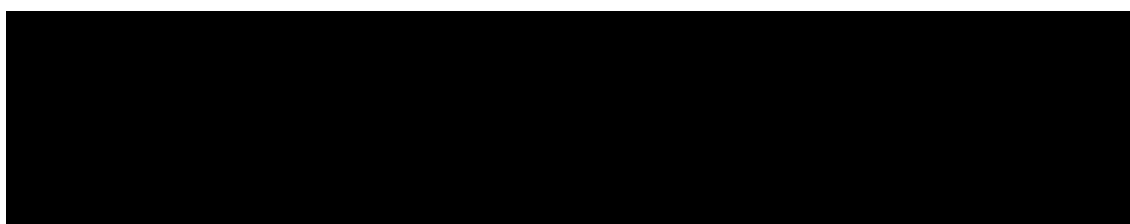
情報について、当該企業等からその情報を入手し、当該サーバ設備内に蓄積の上で、I P通信網サービス契約者及びL A N型通信網サービス契約者等に対して提供する。

また、サーバ設備への接続にあたって、ゲートウェイ設備及び公募により調達したインターネット接続回線を用いて、I S P事業者が提供するインターネット接続サービスを介して行う場合は、当該サーバ設備への通信のみを可能とする設定により、他の用途でのインターネット接続サービスの利用を行えないものとする。

2. 業務の開始の日

2025年6月1日（予定）

3. 業務の収支の見込み



数値は表示単位未満を四捨五入しているため、収入、費用の合計の数値と収支の数値については一致しない場合がある。

なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料2のとおり。

4. 所要資金の額及びその調達方法

（1）所要資金



（2）調達方法

内部資金による

5. 業務を営む理由

I P化・ブロードバンド化の進展に伴い、様々な市場・サービスの融合やA S P等のインターネットを活用した新たなサービスの拡大、無線端末・タブレット型端末の普及等により、情報通信サービスへのニーズの高度化・多様化が進む中、様々なサービスがクラウドを通じて提供されている。

加えて、自治体等においては通信の安定性や高度なセキュリティの確保の観点から、行政機関向けネットワークや学術機関向けネットワークといった閉域ネットワークからのクラウドサービスへの接続のニーズが高まっている。

このような市場環境において、当社に対しても上記サービスの提供を求められており、“より高速で快適”、“安心・安全”、“簡単・便利”な情報通信環境の充実に向けて、上記のサービスと同種のサービスを当社がI P通信網サービス及びL A N型通信網サービス契約者等や他企業等に対して提供し、I C T利活用の促進等に寄与するものである。

6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

(1) 設備

I P通信網サービス及びL A N型通信網サービス等の提供の業務を営むために保有する設備。

本業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響が出るおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響が出ないように対処する考えである。

なお、本業務の設備概要は、添付資料1のとおりである。

(2) 技術

I P通信網サービス及びL A N型通信網サービス等の提供業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

I P通信網サービス及びL A N型通信網サービス等の提供業務を行う組織に所属する社員。

7. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務は、市販で調達可能なサーバ設備等の通信機器を用いており、アプリケーションサービスについても、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスについても、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。これらに加え、必要に応じて、公募により調達したインターネット接続回線、県間伝送路等を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものである。

また、本業務を提供するサーバ設備及びゲートウェイ設備は、既存の当社のIP通信網及びLAN型通信網とは別個に調達するものである。

加えて、インターネット接続回線及び県間伝送路を調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施することとしており、また、県間伝送路を自ら構築する場合においても、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。

なお、IP通信網及びLAN型通信網等については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款や技術参考資料に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続の迅速性・公平性は確保されているものとする。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務は、市販で調達可能なサーバ設備等の通信機器を用いており、アプリケーションサービスについても、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスについても、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。これらに加え、必要に応じて、公募により調達したインターネット接続回線、県間伝送路等を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものである。

加えて、本業務に用いるＩＰ通信網及びＬＡＮ型通信網等については、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務は、市販で調達可能なサーバ設備等の通信機器を用いており、アプリケーションサービスについても、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスについても、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。

これらに加え、必要に応じて、公募により調達したインターネット接続回線、県間伝送路等を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

(4) 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や事業部において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（令和6年6月28日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

（６）関連事業者の公平な取扱い

本業務は、市販で調達可能なサーバ設備等の通信機器を用いており、アプリケーションサービスについても、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスについても、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと考える。

加えて、必要に応じて、公募により調達したインターネット接続回線、県間伝送路等を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものである。

また、本業務で用いるＩＰ通信網及びＬＡＮ型通信網等については、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

なお、本業務を営む上で、「ＮＴＴ東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は当面予定していない。

今後、「ＮＴＴ東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである。

（７）実施状況等の報告

（１）～（６）の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後６ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、その際、（４）の措置の実施状況及び収支状況については、当社のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス、メール等送受信サービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、ＩＰ内線電話サービス、サポートサービス等に関する業務（平成２７年１２月２１日届出）の実施状況及び収支状況とあわせて報告・公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、県間伝送路を含む閉域網等調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用（収益）項目一覧：

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

- ・インターネット接続回線及び県間伝送路等の募集案内：

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に開示している。

- ・社内文書・規程類等の一部：

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

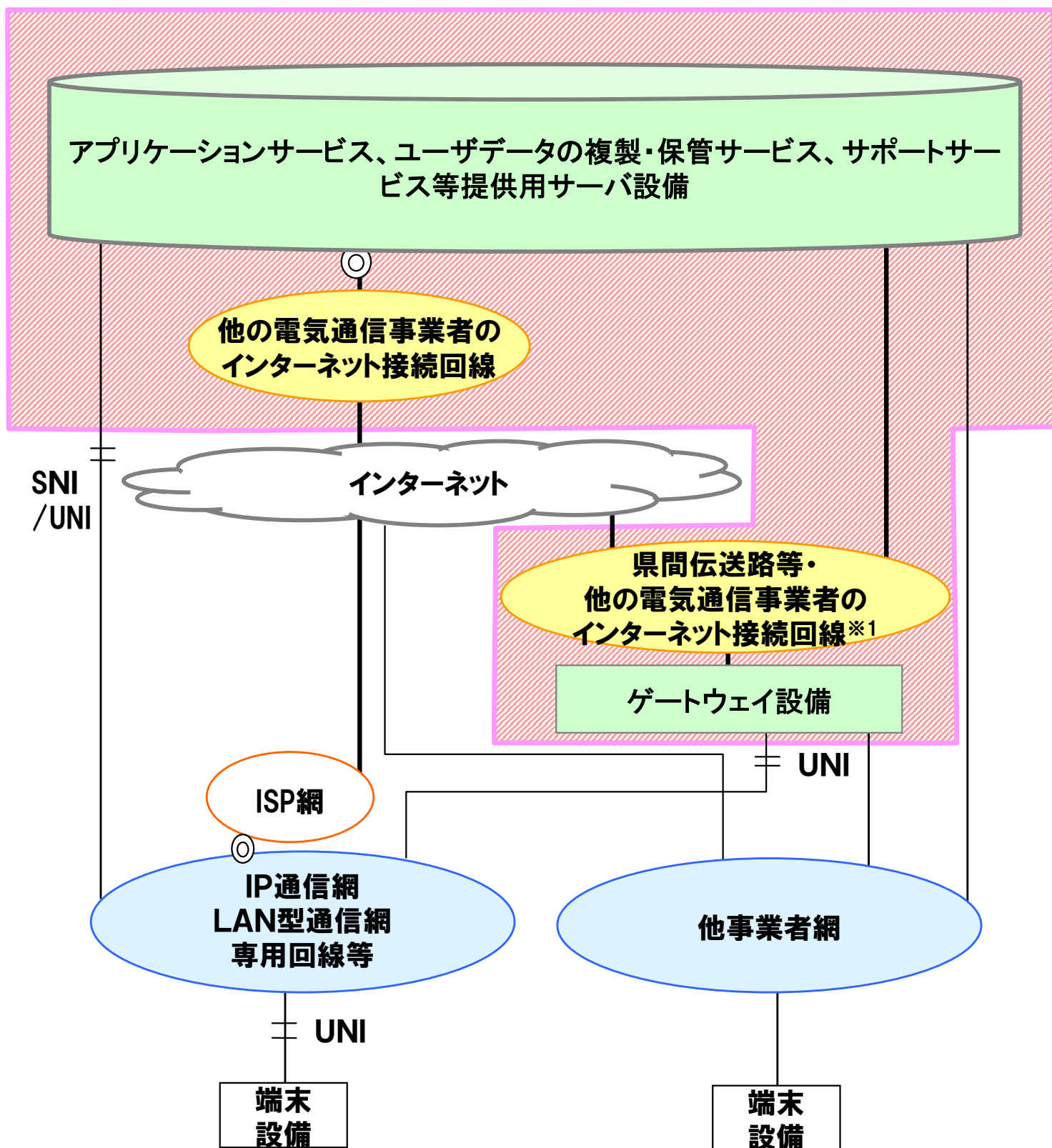
以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

添付資料

1. アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービス等の設備概要
2. 収支算定・費用算定の考え方

1. アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービス等提供用設備の概要

 : 網掛部分が本活用業務の対象範囲



※1上記各種サービス提供用サーバ設備への接続用途に限定

※SNI(Application Server-Network Interface)・・・各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインターフェース。
UNI(User-Network Interface)・・・ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース。

2. 収支算定・費用算定の考え方

【収入】

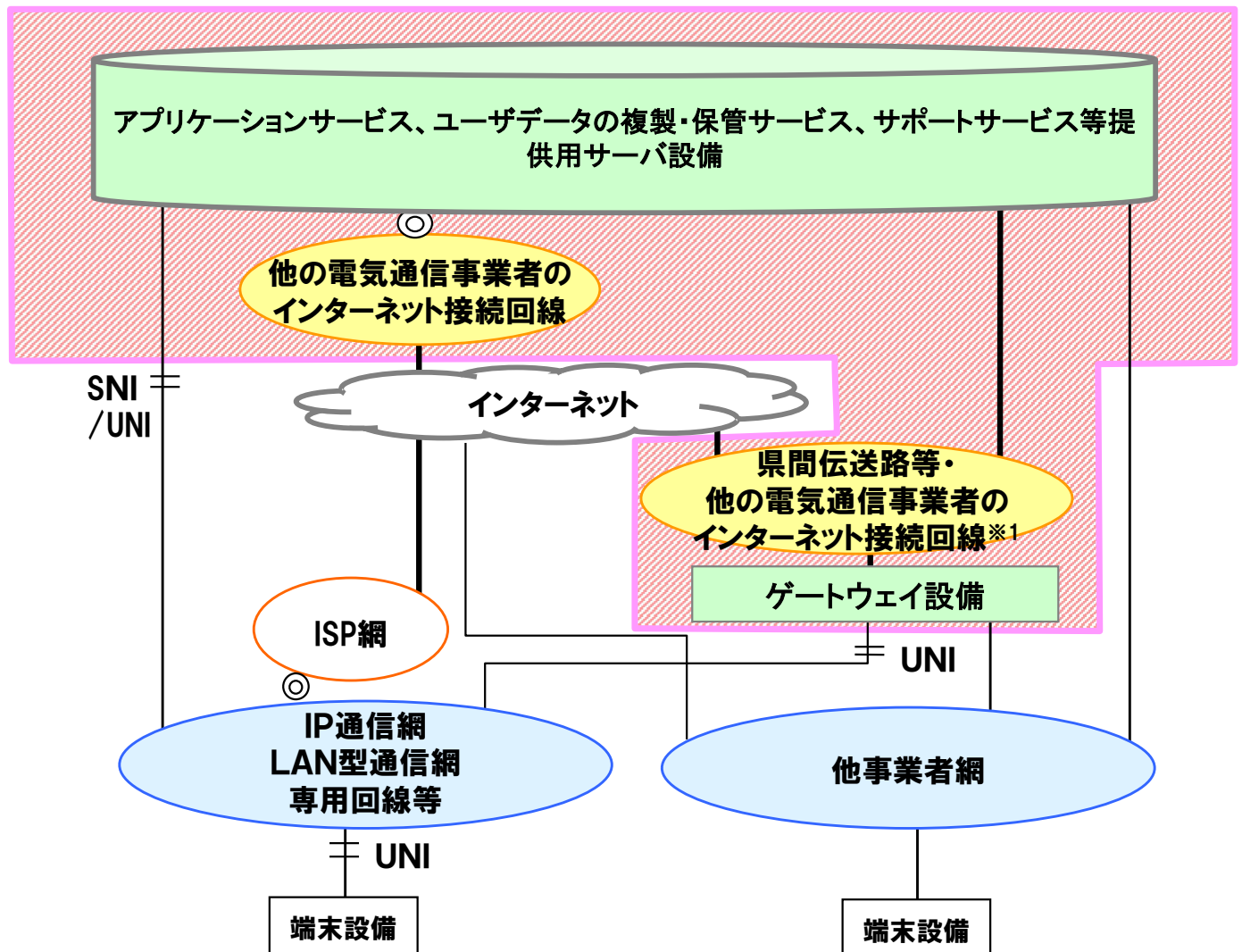
算定方法
アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービス等の料金額相当に需要数を乗じて算定

【費用】

	算定方法
他の電気通信事業者のインターネット接続回線	公募により選定した他事業者への支払いAC
アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスの提供用サーバ設備、ゲートウェイ設備、および県間伝送路等	必要となる装置及び伝送路のコストを計上
営業費	対象サービスの提供に必要なとなる営業費

【収支対象範囲】

 : 網掛部分が本活用業務の対象範囲



※1上記各種サービス提供用サーバ設備への接続用途に限定

※SNI(Application Server-Network Interface)・・・各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインターフェース。

UNI(User-Network Interface)・・・ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインタフェース。